

公立学校共済組合教職員メンタルヘルス研修動画利用要綱

(目的)

第1 この要綱は、公立学校共済組合兵庫支部教職員メンタルヘルス相談センター（以下「甲」という。）が作成した研修動画（以下「動画」という。）を、メンタルヘルス研修会の実施主体（以下「乙」という。）が利用する際に必要な事項を定め、適正に運用することを目的とする。

(動画の提供)

第2 乙は様式第18号（保健福祉事業実施要項）によりメンタルヘルス研修会の申込みを行う際、動画研修を希望する旨記入する。

甲は、動画研修による研修会の申し込みを受けた場合、動画を保存したメディア（以下「メディア」という）を甲の負担により送付する。

(禁止事項)

第3 動画は、利用申込を行った研修のみで使用することとし、他の研修で利用してはならない。

また、乙は、動画をパソコンやUSBなど他の記憶媒体に保存してはならない。

(権利の帰属)

第4 動画の所有権及び著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む）は甲に帰属するものとする。

(メディアの取扱い)

第5 乙は研修終了後、乙の負担によりメディアを甲へ返却することとする。

附 則 この要綱は令和2年7月1日から施行する。